

総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後

第2 周波数割当表

[1～7 略]

周波数割当表

第1表 8.3kHz-27500kHz

[略]	国内分配 (kHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	1800-1825	アマチュア	アマチュア業務用	
	1825-1875	固定 移動(航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
		無線航行 <u>無線標定</u>	公共業務用 一般業務用	ラジオ・パイ用とする。
		<u>アマチュア</u>	アマチュア業務用	
	1875-1907.5	固定 移動(航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
		無線航行 <u>無線標定</u>	公共業務用 一般業務用	ラジオ・パイ用とする。
	[略]	[略]	[略]	[略]
	3575-3580	固定 移動(航空移動(R)を除く。)	公共業務用 一般業務用	
		<u>アマチュア</u>	アマチュア業務用	
	3580-3599	固定 移動(航空移動(R)を除く。)	公共業務用 一般業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

変更前

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

周波数割当表

第1表 8.3kHz-27500kHz

[同左]	国内分配 (kHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	1800-1810	無線標定	公共業務用 一般業務用	
	1810-1825	アマチュア	アマチュア業務用	
	1825-1907.5	固定 移動(航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
		無線航行 <u>無線標定</u>	公共業務用 一般業務用	ラジオ・パイ用とする。
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	3575-3599	固定 移動(航空移動(R)を除く。)	公共業務用 一般業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

3612-3662	固定 移動（航空移動 （R）を除く。）	公共業務用 一般業務用	
3662-3680	固定 移動（航空移動 （R）を除く。） <u>アマチュア</u>	公共業務用 一般業務用 アマチュア業務 用	
[略]	[略]	[略]	[略]

[第2・3表 略]

[国内周波数分配の脚注 略]

[J 1～J 295 略]

[別表1-1～別表11-3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

3612-3680	固定 移動（航空移動 （R）を除く。）	公共業務用 一般業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第2・3表 同左]

[国内周波数分配の脚注 同左]

[J 1～J 295 同左]

[別表1-1～別表11-3 同左]

[国際周波数分配の脚注 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。